

パートの仲間は手をつなごう！

**全労連** **パ・臨のなかま** NO.9

2012.11.16 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

ダイキン工業「有期社員」雇止め裁判

## 非正規労働者の声に耳を閉ざし、企業論理に迎合した不当判決

11月4日の大阪労連・非正規労働者部会「第17回パート・非常勤・ヘルパー・派遣労働者のつどい」でダイキン裁判原告の青山一見さんが特別報告をおこないました。以下、その要旨です【「大阪・非正規労働者部会NEWS」第2号より】

11月1日、私たちが闘う裁判の判決が大阪地方裁判所で言い渡されました。

当日は小雨も舞う肌寒い日にもかかわらず、150名を超える方々が裁判傍聴に駆けつけて下さり、多くの支援者が法廷の中、通路で見守る中、裁判官は「原告らの請求をいずれも棄却する」、38名の傍聴席の後ろの人には聞き取れない小さな声で判決を告げ、逃げ出すように法廷を後にしました。

この判決は、私がダイキンで20年働いた全てを奪い、2年3ヶ月の苦しい裁判闘争もすべて奪う屈辱でしかないものでした。

判決は、「有期労働契約という法律上許容されている雇用形態の特色、すなわち解雇という手続きを踏むことなく期間満了により当然に契約が終了するという点に着目して本件労働契約の締結を申し込んだのにすぎず、これを『解雇権濫用法理の潜脱』と論難するのは当を得ない」として、ダイキンのおこなった雇い止めを正当化し、ダイキンによる原告らの雇い止めを「解雇権の濫用」ではないとしています。

しかし、ダイキンが原告らを正社員としてではなく有期雇用としたことの最大の目的は、雇用期間をあらかじめ定めておけば業務量の変動などに応じて「期間満了」を名目に堂々とクビ切りが出来る、すなわち「解雇という手続きを踏むことなく」事実上の解雇ができるからにほかなりません。これを「解雇権濫用法理の潜脱」と言わずして何と言えよいのでしょうか。

労働者はモノや部品ではないのです。養うべき家族があり人生があるのです。2年半だけ働かせて、仕事があるのにクビを切る、あとは知らない…では労働者にとってはたまったものではありません。こんな企業の横暴なやり方にストップをかけることにこそ、裁判所の役割があるはずで、そんな裁判所の役割をかなぐり捨て、企業の論理を優先させた極めて不当な判決です。

全ての人々が人間らしく働き暮らしていける、そんな世の中が、今全国で求められているのでしょうか。日本の企業は、あたりまえに労働者差別をおこない、司法までもがこれらを容認する、こんなことは決して許されるはずがありません。

私たちは裁判という形で闘います。この先たとえ険しい道のりであっても私たちは前に進む以外ありません。私たちが心一つに団結して闘えば道は開けるものと信じています。皆さん声を上げましょう。働くものの未来を切り開くために。



集会で発言する青山さん